

# ストーブ・ボイラーの購入・設置等費用を補助します



## 募集要項

### 目的

真庭市では、化石燃料に頼らないバイオマスを活用したまちづくりに取り組んでいます。

その一環として、木質バイオマスを燃料とするストーブまたは事業用ボイラーの購入及び設置に対する経費を補助します。

木質バイオマス燃料は、樹木の成長段階で二酸化炭素を吸収するため、使用しても温暖化に影響を与えない地球に優しい燃料です。ご家庭等への設置を是非ご検討ください。

### 事業内容

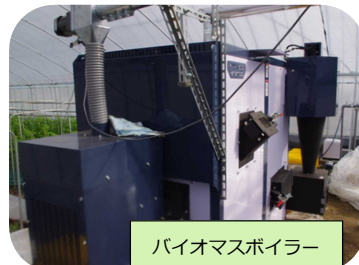
- 対象者： 真庭市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する事業者  
市外に住所を有する場合、真庭市に住民登録を行うことを確約する個人または市内に事業所を所有した日に属する年度内に事業を開始することを確約する事業者
- 補助対象： 真庭市内の住宅または事業所などに、木質ペレット（チップ）ストーブ、薪ストーブ、木質バイオマス事業用ボイラーを新規に購入し、設置する場合の経費  
※薪ストーブの場合は事業費が10万円以上のものに限ります。
- 補助率： **事業費の1/3以内（1,000円未満端数切り捨て）で、ストーブは13万円、ボイラーは70万円を限度額とします。**  
※人目に多く触れることが期待でき **PR効果が高い施設のストーブについては、1/2以内で、20万円を限度額**とします。詳しくは、林業・バイオマス産業課までお尋ねください。
- 補助要件： 令和7年3月28日（金）までに設置できること。  
※補助金の申請は、**補助対象の発注前に**手続きをしてください。  
発注後の申請は補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。  
**※1つの建物につき補助金の申請は1回限りです。また、本体のみの購入、自前工事での設置は対象外です。**
- 受付期間： 令和6年4月1日（月）～ 令和7年2月28日（金）まで。  
※ただし、**予算額に達した時点で受付を終了します。ご了承ください。**
- 提出書類：
  - 真庭市木質バイオマス利用開発推進事業補助金交付申請書（兼確約書）
  - 個人の場合 住民票
  - 事業者の場合 履歴事項全部証明書または確定申告書の写しもしくは住民税申告書の写し
  - 市税完納証明書
  - カタログの写し（メーカー・型番など分かるもの）
  - 見積書の写し
- 提出先： 林業・バイオマス産業課または各振興局



木質ペレット燃料



木質バイオマスストーブ



バイオマスボイラー

お問い合わせ先  
真庭市産業観光部林業・バイオマス産業課  
真庭市久世 2927番地2  
TEL (0867) 42-5022  
biomass@city.maniwa.lg.jp